

与論町庁舎建設検討委員会 会議録

会議名	第12回与論町庁舎建設検討委員会
会議の日時	平成30年1月15日 午後6時30分～午後8時
会議の場所	役場仮庁舎2階 会議室
議長	委員長（副町長） 久留 満博
説明者	事務局（総務企画課 主幹兼係長）竹村 栄作
書記	事務局（総務企画課 主幹兼係長）竹村 栄作
出席者	25人（別紙出欠簿のとおり）

<会次第>

- 1 開会、2 委員長あいさつ、3 議事、4 閉会

<配布資料>

- 1 平成29年度庁舎建設検討委員会委員名簿
- 2 与論町庁舎建設設計・施工一括発注プロポーザル審査結果報告書
- 3 与論町庁舎建設事業計画案
- 4 今後の日程について

■議事

議事1	与論町庁舎建設事業優先交渉権者の選考結果について
内容	（委員長）それでは、会次第の議事1番与論町庁舎建設事業優先交渉権者の選考結果について、事務局から説明をお願いします。 （事務局）与論町庁舎建設事業優先交渉権者の選考結果について説明いたします。こちらは、町のホームページで公表している資料になります。 以下、資料の説明。 （委員長）優先交渉権者の決定について担当から説明がありました。この件について何かありませんか ・・・特になし・・・
議事2	与論町庁舎建設事業計画案について
内容	（委員長）では、議事2与論町庁舎建設事業計画案について、担当の説明をお願いします。

(事務局) 資料は、別冊の A 3 の資料になります。この資料は、今回の企業連合で設計を担当する東条設計が作成しております。

プロポーザルの際に提出された図面は、真四角に近い形で提出されましたが、プロポーザル審査委員会やその後の打ち合わせの結果を踏まえ内容が変わっております。

以下説明事項 (基本計画からの変更点等)

①配置図

- ・ 倉庫・車庫を敷地の右手前から奥に移動
(正面からの見た目や風の影響を抑えるため)
- ・ 面積 2,200 m²から約 2,000 m²に縮小
- ・ 庁舎の入り口を中央から建物の左側に移動
- ・ 隣接地との段差があるため、切土・掘削は 2 m 程残す計画

②1 階平面図

- ・ 町民の利用が多い課を 1 階の入り口付近に配置
- ・ 庁舎内検討委員会の意見を基に、来客の多い農業委員会と来客・職員の出入りが多い建設課を 1 階に配置
- ・ 休日の多目的ホール利用者のためにシャッターを設置
- ・ 電気・発電機室については、コスト面で中に入れるのはもったいないため、庁舎の裏側の倉庫に配置する

③2 階平面図

- ・ 議会中は、西側の外階段を利用
- ・ 庁舎内会議では、議会中、男子トイレの小便器が少ないと思われるという意見があった。洋式も利用できる所以この案で進めたい
- ・ 2 階にも多目的トイレを設置
- ・ 電算室を配置
- ・ 屋上へは庁舎外階段を利用
- ・ 議会傍聴席は、22 席設置

④外観デザイン案

- ・ 記載内容を説明

中身の細かい配置は、基本設計の段階で詰めていく。

(委員長) 配置図についてご質問はありませんか。

(委員) 職員が昼食時に帰宅するため道路が混雑する。交通安全のためにも、弁当

を食べるスペースが必要ではないか。

（委員長）そういうスペースは考えていなかったのですが、職員の福利厚生のためにも必要かと思います。

（委員）農業委員会は毎月定例会をするが、どこを使えばいいか。

（事務局）会議は大人数であれば庁議室、多目的ホールを間仕切りで仕切って利用することも可能です。議会エリアの委員会室も利用できます。

（委員）プロポーザルの委員会に出席させていただきました。プロポール際の提案は正方形になっていて、今は長方形になっています。サイズは変わらないのか。

（事務局）プロポーザルの提案とほぼ同じです。

（委員）車庫・倉庫は駐車場の右側に配置されていましたが。

（委員長）車庫・倉庫は庁舎の後ろに配置しています。

（委員）プロポーザルでは発電機が屋上にありましたけど、審査委員会の意見を取り入れて倉庫に移したんですね。

（委員長）はいそうです。

（委員）プロポーザルの提案の時の正方形よりは、今の長方形の方が使い勝手がいいと思う。鹿児島大学の先生の意見も反映されているようです。

（委員）その時の議事録もあるんですね。

（委員長）あります。

（委員）プロポーザルの時も言っていたトイレの位置が全然変わっていないんだけど。また、クーラー空調はどういう計画になっているのか。この前、業者さんに会うことがあってアルミサッシについて聞いたら沖縄仕様にするということで、これは良かったと思っている。こういうのはいつ決まるんですか。

（事務局）クーラーやアルミサッシの細かい所は、基本設計・実施設計の段階での協議事項になってまいります。

（委員）その時は、委員は協議に入らないのか。

（事務局）基本設計の内容が固まった段階で検討委員会で協議します。それから町民説明会に入ります。次回の町民説明会が、基本設計の説明になりますので、その前に協議をしていただく予定です。トイレについては、前々からご意見を頂戴しておりますが、庁内検討委員会では場所的に他の職員から見られることやドアを付けることなども検討したんですが、女子職員の意見をもっと聞きながらなのかなと思っています。

（委員）給湯室・宿直室とトイレの入り口が同じになっている。前から言っている意見が全然考慮されていないんじゃないか。

（事務局）トイレにつきましては、入り口から中は見えないようにコの字で入って

いくタイプにしています。

（委員）そういうことじゃなくて、男女入り口は別々にしてくださいということをお願いしておいたんです。まったく見受けられないんです。意味は十分言っております。おまけに給湯室まで入っている。給湯室に行けば誰が何をしているかまったく分からなくなってきた、犯罪的な事に陥ることもあるので、そういう心配をしなきゃいけない時代になってきているのではないかと。今は公務員の方が不祥事が多いんですよ。

（委員長）トイレの入り口につきましては、宿直室の前の通路から入るようになっているんですが、左側にもってくと通路を造って行かないということもあって、今のところの設計ではこういう形になっています。

（委員）これから直すことはできるんですか。できる、できないをはっきりしないと。今のままずっと40年も使用して行かないといけない時代に対応していけないんじゃないですか。今のうちに検討しないと、後からドアの取付けや外したりはできるんですけど、入り口の変更は後からはできないと思う。

（事務局）トイレの入り口は、中央の通路から直接入るのは男子・女子トイレともに入るのが見られるため、一旦通路に入ってから入り口がいいのかなと考えています。

（委員）トイレに行くのに見れる、見られるじゃないんです。女子トイレに男子が入った時、男子トイレに女子が入った時の対策なんです。おまけに給湯室が側にあるので、誰が何しに来たのか分からない。みんなで見なきゃならないということです。これからは、小学校・中学・高校もそうってきます。みんなで見守らないと、どこで何が起こるか分からなくなってしまう。一番トイレが起こりやすい所なんです。

（委員長）現在の配置の場合、トイレの入り口の前に色んな課の職員が座っていてある程度は見えるような感じなんです。

（委員）見えるから男子と女子は別々にしてほしい。今のままで行くと給湯室に行くのか宿直室に行くのか女子トイレ、男子トイレに行くのか全く分からない。職員みんなで見えるようにすれば、犯罪とか起きないと思うんです。

（委員）前の庁舎は、1階のトイレは使いにくそうだったんですけど、仮庁舎のトイレはすごく使いやすい。ぱっと入れるので角に持って行った方がいいんじゃないか。

（委員）廊下側から入れるようにして相談室、授乳室、多目的トイレを縦にしてもいいのでは。

（委員）そうすると、観光課は便所を前にして仕事をすることになる。

(委員長) 廊下から直接入るようにすると、全職員が見えるところからトイレに入ることになるので、女性職員が気兼ねすると思うんです。

(委員) この間取りは女性に大変やさしく、宿直室で化粧もできるようになっていて機能的にできていると思うんだけど、入り口は別々の方がいいというのも分かります。

(委員) トイレを玄関横の階段の前に持っていけばどうか。

(委員) ようは、男子と女子の入り口と給湯室を別々にしてほしいということ、通用口もあるので外からも入ってきます。

(委員) そういうのは防げない。

(委員) 町民福祉課をずらして、ここに入れたらどうか。

(委員) こういう意見が出ましたということで、専門家の設計士に配置について最大限努力してもらってください。

(事務局長) 女性側からのご意見はありませんか。

(委員) 町民の皆さんが使いやすい場所がいいのかなと思います。女子職員としては、見られたくないというのは確かにあると思うんです。

(委員長) トイレについては、今の意見を専門の設計士に申し上げて、どういった形がより有効に利用できるか提案いただきたいと思います。

(委員) クーラーを一括方式ではなく、別々に運転する方式にするかは確認して。

(事務局) プロポーザルでも別々にするということです。

(委員) そうであればいいです。大きな施設で一括だと半年程は大変使いやすいんですけど、島の水・天水を使つての冷媒だと大変なことになります。今のように各課に配置するようにして、壊れた場合の修理が簡単にできるほうがいい。

(委員長) これについては、設計の段階でも確認して行きます。

先程、昼食が食べられる福利厚生室みたいなものを設けられないかのご意見がありました。

(委員) これは是非あった方がいいと思います。

(委員) 福利厚生もなんですけど、万が一交通事故を起こしたらとんでもないですよ。昼食時間だけなんです。

(委員) 通勤の出勤や家へ帰る場合に事故にあったら補償の対象だと思うけど昼食時間に家に帰るのは補償の対象になっているのか。

(委員) 常時弁当を持ってくるのは3・4名くらいで、当番は自分の机で食べながら来客対応しているようだ。今までのやり方としては、弁当を持って来ている人はほとんど自分の机で食べているのが現状です。

(委員) 私が会社にいた時の補償関係は、出勤時と退社時だけです。大幅に迂回し

た場合は対象になりません。自分たちの通勤経路を決めていて、夕方買い物で少し寄り道の方は満たしているんですけど、昼間は家に帰って食べてきた間の事故は対象になっていなかったと思う。

（委員）昼食時間の場合は一般的に休息であるから適用しないんじゃないかと思う。

（事務局）福利厚生室は大変ありがたい話なんですけど、実際にそんなに使われないと思います。この施設の中にそういった部屋があるのはもったいないような気がします。会議室も結構あるので、昼食を食べて休むぐらいであれば、今も会議室を使って食べている人もいますので、それで対応できるのかなと思います。

（事務局長）職員に昼食時に家に帰るなどとは言えないように思います。ただ、保険の関係は自分の責任においてという話になるのかなと思います。

（委員）それをちゃんと職員に通知してあげればいいんです。その間の事故は自己責任であると労務規則などにうたわれていればいいと思います。

（事務局長）詳しく調べてみます。

（委員）配置図について、結構考えてやっていると思いますが、日当たり、風当り、水回りが基本ですので、これだったら左側に大きな駐車場がありますけどここに水が流れてくるというような水の行き所のこととはしっかりと、流量からたくさんのサイレージからきちっとやらないと一番問題になると思う。南向きですので日当たりも良く設計されていて、西側の方に玄関を持っています。西日が差し込み日当たりはいいですけど、ここから駐車場との段差があるところの部分、段差があるから風当たりはそんなに強くない、一旦当たってから跳ね返すからないかもしれないですけど。この道の関係がよく分かりません。上の方の駐車場は風が強くないかな。水回りをきちんとやってほしいと思います。

（委員長）只今のご意見は、水の流れる勾配とかを十分に配慮した側溝の配置などを十分に考えてほしいということです。また、西側から玄関に向かって風向きによっては相当風が吹くんじゃないかというご意見のようですが、旧役場は北側を向いた入り口で冬場はお客さんが出入をするたびに中で自動ドアが開閉して窓口の女子職員が寒い想いもしておりました。今回はワンクッションおいて南西側からですのでそんなに北風の影響はないんじゃないかと考えております。ただ、台風時にはどこを通るか台風次第ですので、その都度対策するしかないと思います。どこに入り口を持っても仕方ないと思います。

（委員）公用車・職員用駐車場に階段がありますが、ここにはスロープとかを設置しなくてもいいんですか。

（事務局）公用車・職員用駐車場につきましては、別途町の工事になり設計は別の

業者になることから、今はおおまかな配置になっております。

(委員) 緊急時のヘリポートはないんですか。

(委員長) 今は考えていないです。

配置図では、この図面の右側に住宅がいくつかあります。整地で削った時にこちらの住宅に影響がないように西側に寄せた形で造るということです。では、配置図については従前の東側にあった倉庫を裏側にもっていく形で進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

1階のトイレの入り口の問題がありましたけど、先程申し上げた通り専門の設計士に要望を申し上げながら進めさせていただきます。

2階についてはどうですか。東側向かって右側に議会スペース、西側に教育委員会。階段、エレベーターから上がってきたところは踊り場が広がっておりますが、議会エリアに向けては廊下を若干狭くして有効に事務所を広げて行こうということでこのような図面になっています。

全体面積が当初の2,200㎡に対して約2,000㎡で1階2階合わせて1割程小さくなっています。200㎡程小さくなっていて、プロポーザルの提案の際に屋上にあった発電機関係は裏の倉庫に移すということで設計案を進めているところです。

(委員) 建物の幅は54mもあるんですか。

(委員長) 西側から入って東側までは40m程の設計になっています。入口がセンターではないので端の建設課までは30m余り歩くことになります。

(事務局) 入り口についての業者さんの説明は、庁舎本体では左側になるけど、敷地全体、保健センターとの関係を考慮して配置しているとのこと。

(委員長) 職員用駐車場用地との段差もかなりあるんですが、本庁舎と職員用駐車場が狭くなっている部分もあるので、このような形になっているようです。

(委員) 議長室と委員会室の間の通路が広いように思う。

(事務局) 少し広いかもしれません。

(委員長) 1.8m位のスペースなのでそんなに広いとは思いません。

(委員) 傍聴席はこんなに必要なのか。

(事務局) 傍聴席は議会の規則で22席確保するように定められており、それに基づき配置しています。

(委員長) では只今出た意見を担当でまとめて進めてまいりますのでよろしくお願いします。

議事 3	今後の日程について
内容	(委員長) それでは議事 3 番の今後の日程について (事務局) 先程の平面図関係につきましては、次回の検討会において業者さんに伝えて案を造っていただきます。 ・資料説明 (委員長) 今後、基本・実施設計と進んで参りますが、皆様方のご意見を反映しながら、住民説明会を経て工事に入っていくという流れになりますのでよろしくお願いします。 今後のスケジュールについて何かありませんか。 その他、何かありませんか。 では、以上で協議を終了します。

■閉会のあいさつ

町岡副委員長

第12回与論町庁舎建設検討委員会出欠簿

No.	職 名	氏 名	H30.1.15
			出 欠
1	茶花自治公民館長	山本 池富	○
2	立長自治公民館長	原 栄徳	○
3	城自治公民館長	川畑 俊光	×
4	朝戸自治公民館長	池田 吉光	×
5	西区自治公民館長	内野 豊信	○
6	東区自治公民館長	永井 弘	○
7	古里自治公民館長	竹 盛隆	○
8	叶自治公民館長	原田 新一郎	○
9	那間自治公民館長	山下 健勇	○
10	地域女性団体連絡協議会長	高田 りえ子	○
11	連合青年団長	林 幹大	○
12	壮年会連絡協議会長	富士川 浩通	○
13	与論町老人クラブ連合会長	竹内 充啓	○
14	あまみ農業協同組合 与論事業本部 統括理事	森 繁信	○
15	与論町漁業協同組合 代表理事組合長	町 英八郎	○
16	商工会長	田畑 克夫	○
17	ヨロン島観光協会会長	永井 新孝	○
18	体育協会会長	川上 政雄	○
19	文化協会会長	和田 きみ子	○
20	消防団長	富田 修平	○
21	社会福祉協議会長	大田 元茂	○
22	公益財団法人鹿児島県交通安全協会与論地区協会	野本 勝彦	○
23	町PTA連絡協議会長	龍野 勝志	○
24	副町長(委員長)	久留 満博	○
25	教育長(副委員長)	町岡 光弘	○
26	総務企画課長(事務局長を兼務)	沖島 範幸	○
27	町民福祉課長	田畑 文成	○
28	商工観光課長	山下 哲博	×
		出席者の計	25

No.	事務局	氏 名	出欠
1	事務局長(総務企画課長)	沖島 範幸	○
2	事務局(担当:総務企画課 主幹兼係長)	竹村 栄作	○
3	事務局(総務企画課 係長)	堀田 哲也	○

第12回与論町庁舎建設検討委員会における ご意見に対する検討結果について

○検討委員会におけるご意見

- (1) 公共トイレにおいて女性や子どもが犯罪に巻き込まれるケースが発生している。男女のトイレの入り口を別々の通路から入るように完全分離できないか。
また、給湯室や宿直室の通路とも分けられないか。
多目的ホール利用者が利用できるよう、トイレを入り口付近に配置できないか。
- (2) 本町では大多数の職員が昼食を摂るために自宅へ戻っている。これにより昼食時間の交通量が増え交通事故の発生が懸念される。昼食時間に自宅に帰って昼食を摂る過程で事故を起こした場合、公務員災害補償の対象になるのか。

○検討結果

- (1) 男女トイレの入り口について

庁舎建設検討委員会のご意見を基に、設計業者にトイレの入り口について再検討を依頼しました。

①男女のトイレを入り口側に配置した場合

【メリット】

男女の入り口を少し離すことができる。また、男子トイレの入り口をメイン通路側として分離することもできる。

トイレが入り口に近く利用しやすい。

休日等に多目的ホールの利用があった場合でもシャッターの内側にトイレがあることから利用可能である。

【デメリット】

- ・役場庁舎のメインの入り口にトイレがあるのは配置的におかしいのではないか。
- ・2階への階段・エレベーターが遠くなり不便である。
- ・町民利用の多い会計課や税務課が奥になり利便性に問題がある。

【女性職員の意見】

トイレの配置については、入り口側・奥側のどちらに配置してあっても通路を通り、誰かの前を通るのでどちらでも良いとの意見であった。

犯罪抑止の面から男女の入り口を完全分離することについては、これまで役場のトイレで安全性を考えることはなかったとのことである。

- ②検討委員会の中で提案のあった庁舎入口、町民福祉課側に男女のどちらかを配置し、反対側の階段側に男女どちらかを配置する案は、各課の執務スペースに影響し予定している課の配置が困難であり全体として入らなくなる。

また、①と同じようなデメリットが考えられる。

③当初案による安全対策

事務局としては、役場庁舎が町民が利用しやすく効率的な行政運営を可能とする庁舎として整備するため、当初案によりトイレを配置し、そのうえで犯罪抑止を進めて行きたいと考えております。

・防犯カメラの設置

1階・2階のトイレ通路に防犯カメラを設置し犯罪抑止につなげる。

・トイレ内防犯ブザー・非常ベルの設置

トイレ内には、急病時等のためのブザーの設置を予定しており、このブザーの活用や非常ベルの設置により非常事態に対応する。

・防犯体制の強化

役場庁舎の平面計画では、平日の勤務時間内については、1階2階ともに多くの職員が勤務する中でトイレを利用することになり、多くの目や耳により監視が行われます。しかし、夜間や休日はこのような監視が届かない状況になりますので、不審者が侵入できないような施錠・出入室体制を構築してまいります。

いずれにせよ、役場庁舎において来庁者や職員が犯罪に巻き込まれることがないようにするために、普段からの犯罪抑止に対する職員の意識醸成や利用者に対する啓発活動（表示）を併せて進めてまいります。

※事務局としては、トイレの入り口を男女完全分離することが犯罪危険性を回避する有効な手段であると認識しておりますが、庁舎平面配置計画の中でこれを実現するためには利便性や効率性・経済性の面から難しいと判断し、安全対策の実施により犯罪防止を進めて行きたいと考えております。

(2) 昼食時間の自宅往復に係る災害補償の適用について

①補償種類

正職員→地方公務員災害補償

臨時職員→非常勤職員の公務災害補償

②補償適用について

昼食時間に昼食のため自宅を往復する際に事故に遭った場合は、補償対象になるということです。ただし、自宅往復以外の経路利用など補償対象外となる場合があります。

※昼食時間帯に職員が帰宅することで交通量が増え交通事故の発生が懸念されることについては、職員への弁当の持参推進、惣菜（弁当）の配達制度の導入を検討するとともに、帰宅する職員への交通安全の遵守を徹底し災害補償制度の周知を図り対応してまいります。なお、弁当等の食事場所については、宿直室や会議室を開放して職員の福利厚生に努めます。